

2 3 地域支援対策

〔現況及び施策の方向〕

「高齢期になっても 自分らしく輝き 住み慣れた地域で 安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」を基本理念とし、「平成 29 年度末までに、23 市町（125 日常生活圏域）において、それぞれの特性に応じた地域包括ケアシステムを構築する」の総括目標に向かって施策の推進を図る。

〔事業の内容〕

1 地域包括ケアの推進（予算額 63,000 千円）

(1) 地域包括ケア推進センター事業（予算額 63,000 千円）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、平成 24 年 6 月に設置した「広島県地域包括ケア推進センター」において、専門職派遣等により関係団体や市町への支援、助言を行う。（平成 24 年度創設）

《広島県地域包括ケア推進センターの概要》

委託先	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
実施場所	広島県医師会館（広島市東区二葉の里三丁目 2 番 3 号）
主な事業	○医療と介護の連携の推進 多職種連携の推進、看取りに関する検討など ○在宅ケアの推進 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議運営支援、地域リハビリテーションの推進、自立支援型ケアの促進など ○専門相談 認知症介護・高齢者権利擁護に関する相談対応など

〈上記と関連した主な取組〉

ア 地域包括ケアシステムの構築手法の類型化、普及・定着

県内の日常生活圏域を類型化（大都市型、都市型、団地型、中山間地域型、島嶼・沿岸部型）するとともに、その類型ごとに平成 26 年度にはパイロット地域（23 地域）、平成 27 年度には集中支援圏域（24 圏域）を選定し、専門職派遣等による集中支援を行っている。

パイロット地域の特色ある取組等を広く県内地域へ情報提供し、地域包括ケアシステムの構築手法の普及・定着を図る。

イ 地域包括ケアシステムの評価指標の活用

平成 26 年度に地域包括ケアシステムの評価指標の作成を試み、①医療、②介護、③保健・予防、④住まい・住まい方、⑤生活支援・見守り等、⑥専門職・関係機関のネットワーク、⑦住民参画（自助・互助）及び⑧行政の関与・連携の 8 つの分野を、「定量」と「定性」的な項目により評価を行う手法を開発した。

平成 27 年度には評価指標の活用により、市町等と協議を行った上で、パイロット地域等の評価を確定し、地域包括ケアシステムが概ね構築されている日常生活圏域数を 21 圏域（平成 26 年度末）と評価した。

今後は、評価指標の見直し等を行うとともに、評価指標を用いた地域の課題把握・支援や、市町における自己評価（PDCA サイクル）を実施していく。

ウ 地域包括ケアロードマップ策定・実行

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町の行動計画となるロードマップ（平成 27～29 年度）が平成 26 年度末に全市町で作成され、今後は、各市町においてロードマップが円滑に実行（必要に応じた見直しを含む。）されるよう、必要な助言や、広島県医療・介護・保健情報分析システムによるデータ提供等の支援を行う。

エ 介護保険の保険者機能の評価

地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町が介護保険事業計画等の基本方針・目標や、平成 37（2025）年の高齢者人口等の将来の姿を住民等と共有する（規範的統合）ことなどが重要であることから、そうした取組について市町が保険者として自己点検できるよう、必要な支援を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地区医師会や地域の中核病院を拠点とし在宅医療の推進拠点を整備してきた（平成 25 年度及び平成 26 年度補助事業）。この取組などを基盤に、医療機関と介護サービス事業者などの多職種の連携が、市町において介護保険法の地域支援事業として円滑に図られるよう推進する。

(3) 在宅歯科医療連携の推進

在宅の要介護高齢者等の歯科診療や口腔ケアにおいて、地域の歯科関係者が医療機関や介護サービス事業者など多職種との連携体制を構築するなど、地域における在宅歯科医療連携を推進する。

(4) 総合事業・生活支援体制整備の推進

ア 介護保険法改正により、要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町が実施主体の地域支援事業（新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。))へ移行する。新しい総合事業の法施行期日は平成 27 年度からであるが、各市町が条例で定めることにより平成 29 年 4 月まで実施を猶予できることとされている。

市町が円滑かつ効果的・効率的に新しい総合事業に移行できるよう、実務的な研修会を実施する等の支援を行う。

イ 市町において生活支援サービスの体制整備を促進する事業を円滑に実施できるよう、生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者等を市町に派遣するとともに、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の養成を支援する。

2 認知症対策の推進（予算額 66,826 千円）

認知症の人やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険制度の改正によって、今後の主体的な取組が期待される市町等との緊密な連携の下で、「初期対応から状態に応じた適切な医療サービス提供体制の構築」、「質の高い介護サービスの提供と基盤整備の推進」、「医療・介護等関係者の連携の促進」など、認知症高齢者と家族を支える地域支援体制の構築と充実を促進するための総合的な認知症対策を推進する。

(1) 認知症にやさしい地域づくり支援事業（予算額 4,540千円）

認知症の人やその家族等を支援するため、医療と介護の連携強化等により地域における支援体制の構築等について検討を行う認知症地域支援体制推進会議を開催する。

また、県民に対し、認知症の理解促進を図るため、世界アルツハイマーデー（9月21日）からの一週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間）」として位置づけ、オレンジリング・イベント等を開催する。（平成19年度創設）

(2) 認知症医療・介護研修事業（予算額 5,218千円）

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供や、認知症ケアの質の確保と向上を図るため、病医院の医療従事者や、介護保険施設等の認知症介護従事者等に対して、認知症に関する研修を実施するとともに、市町の地域支援事業（認知症施策推進事業）の従事者を養成するための研修を実施する。（平成13年度創設）

事業名	事業内容
認知症介護実践研修	認知症介護の基本知識等の習得を図る「実践者研修」「実践リーダー研修」及び実践リーダー研修修了者等を対象とする「フォローアップ研修」
広島県認知症介護アドバイザー養成研修	地域での身近な相談役を養成するため、上記「実践リーダー研修」受講者に認知症介護アドバイザー養成課程を追加して実施
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践研修等の講師等の役割を担う認知症介護指導者を養成するための研修とその修了者を対象としたフォローアップ研修
地域密着型サービス指定要件研修	「認知症対応型サービス事業管理者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」
認知症初期集中支援チーム員研修	認知症が疑われる時点で、訪問等による早期対応・支援を行う「認知症初期集中支援チーム員」（市町事業）を養成するための研修
認知症地域支援推進員研修	認知症患者家族への相談支援や関係機関へのつなぎ等を行う「認知症地域支援推進員」（市町事業）を養成するための研修
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	認知症ケアの原則や留意点等の修得、医療と介護の連携の重要性等への理解促進を図るための一般病院等の医療従事者向けの研修
かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症診療に関する基本知識や、患者本人と家族を支える社会資源や方法等の習得を図る診療所等の主治医を対象とした研修

(3) 認知症地域連携体制構築事業

認知症のある高齢者に適切な医療とケアを提供できるよう、医療・介護の関係者が連携して認知症患者の情報を共有する地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の活用を含む。）の利用促進及び拡大を図るための支援等を実施する。（平成24年度創設）

(4) 循環型認知症医療・介護連携システム推進事業（予算額 57,068千円）

平成26年度及び平成27年度に実施した認知症初期集中支援チームの設置に係るモデル事業の検証・評価等を通じて、県内各市町での導入促進を図る。また、認知症入院患者の早期退院、地域移行等を促進するため、認知症病棟の機能分化や、認知症医療の標準化を図るとともに、認知症患者を受け入れる一般科病院等への支援・連携体制を構築する。（平成26年度創設）

3 民生委員児童委員協議会への指導援助

広島県民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会に対し活動費を助成し、民生委員児童委員活動の充実強化に努める。（民生児童委員研修等事業費補助金：昭和52年度創設、民生委員協議会運営費県費負担金：昭和48年度創設）

第1表 民生委員・児童委員活動に対する補助等の状況

(単位 千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
県民児協補助	2,277	2,452	2,847
地区民協運営費補助	9,614	12,019	12,019

民生委員・児童委員の報償費の支払いについては、平成17年度から順次市町へ権限移譲
移譲事務交付金 民生委員・児童委員1人当たり年額58,200円 負担割合 県10/10
呉市が平成28年4月1日付けで中核市に移行

第2表 民生委員・児童委員定数の推移

(単位 人)

区 分	県 分	広島市分	福山市分	呉市分	合 計	摘 要
平成28年4月1日	2,530 (203)	1,964 (200)	887 (69)	633 (52)	6,014 (524)	呉市が中核市に移行
平成25年12月1日	3,163 (255)	1,964 (200)	887 (69)	—	6,014 (524)	一斉改選
平成25年4月1日	3,144 (250)	1,964 (200)	887 (69)	—	5,995 (519)	古田地区2名増, 五日市南地区1名増
平成24年4月1日	3,144 (250)	1,961 (200)	887 (69)	—	5,992 (519)	安佐南区伴地区2名増, 安佐北区落合地区1名増, 口田地区1名増, 佐伯区五日市南地区1名増
平成23年4月1日	3,144 (250)	1,956 (200)	887 (69)	—	5,987 (519)	安佐南区安地区1名増, 安佐北区真亀地区1名増, 三入地区1名増, 安芸区瀬野地区1名増
平成22年12月1日	3,144 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,983 (519)	一斉改選
平成22年4月1日	3,142 (250)	1,952 (200)	887 (69)	—	5,981 (519)	東区牛田地区の区域2分割により主任児童委員2名増, 西区古田地区2名増, 安佐南区大町東地区1名増, 山本地区2名増, 安芸区矢野地区の区域2分割により2名増及び主任児童委員1名増, 佐伯区湯来地区の区域2分割により主任児童委員2名増
平成21年4月1日	3,142 (250)	1,940 (195)	887 (69)	—	5,969 (514)	安佐南区原地区1名増, 大塚・伴南地区1名増
平成20年4月1日	3,142 (250)	1,938 (195)	887 (69)	—	5,967 (514)	安芸区瀬野地区1名増, 矢野地区2名増
平成19年12月1日	3,142 (250)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (514)	一斉改選
平成19年4月1日	3,142 (257)	1,935 (195)	887 (69)	—	5,964 (521)	安佐南区沼田地区の区域3分割により主任児童委員4名増
平成18年3月1日	3,142 (257)	1,931 (191)	887 (69)	—	5,960 (517)	神辺町が福山市と合併, 主任児童委員4名増
平成17年4月25日	3,236 (260)	1,931 (191)	789 (62)	—	5,956 (513)	湯来町が広島市と合併
平成17年2月1日	3,267 (262)	1,900 (189)	789 (62)	—	5,956 (513)	沼隈町が福山市と合併
平成16年12月1日	3,302 (264)	1,900 (189)	754 (60)	—	5,956 (513)	一斉改選
平成15年4月1日	3,342 (281)	1,898 (187)	754 (60)	—	5,994 (528)	旧新市町の区域2分割により主任児童委員1名増
平成15年2月3日	3,342 (281)	1,898 (187)	753 (59)	—	5,993 (527)	内海町, 新市町が福山市と合併

(注) () 内は, 主任児童委員数で内数である

